

創価大学通信教育部障害学生支援要項

本要項は、「[創価大学障害学生支援規程](#)」に基づき「[創価大学障害学生支援ガイドライン](#)」に準じて、創価大学（以下、本学という）通信教育課程に在籍する障害学生および障害のある本学通信教育課程入学志願者を対象に、具体的な合理的配慮の事項を定めます。

■学修支援の受付

障害学生および障害のある入学志願者の相談窓口は、通信教育部事務室となります。

■合理的配慮について

1. 合理的配慮の合意の流れ

(1) 合理的配慮の申請

ア. 障害学生

本学通信教育課程に在籍中の学生が、障害により合理的配慮が必要になった場合は、「[障害学生に対する合理的配慮の事例集](#)」の内容を確認のうえ、通教学生ポータルサイトの「個人情報管理」内の「障害情報申請」より合理的配慮の申請をお願いいたします。

障害学生に対してどのような配慮が有効か、その配慮が妥当かを判断する材料として、申請に際し、医師の診断書もしくは障害者手帳等の根拠資料の提出が求められる場合があります。また、適切な配慮を提供するために、個人情報に関する同意への承諾が必要となります。

合理的配慮の申請内容に変更がある場合も、その都度受け付けます。在籍中はいつでも合理的配慮を申請することができますが、学修計画を作成していただき、スクーリング受講や Web 科目試験の受験等における合理的配慮を申し出る場合は、通教学生ポータルサイトの「個人情報管理」内の「障害情報申請」より、実施日より 2 か月前、点字答案は試験実施日の 3 か月前までに申請する必要があります。

イ. 障害のある入学志願者

障害のある入学志願者は、出願前に「障害学生に対する合理的配慮の事例集」の内容を確認のうえ、Web 出願の手順内の「障害情報申請」より合理的配慮の申請をお願いいたします。（出願書類の選考により入学審査を行います「障害情報申請」の内容は入学審査とは一切関係ありません）

障害のある入学志願者にとってどのような配慮が有効か、その配慮が妥当かを判断する材料として、申請に際し、医師の診断書または障害者手帳等の根拠資料の提出を求める場合があります。また、適切な配慮を提供するために、個人情報に関する同意への承諾が必要となります。

合理的配慮の合意形成後に、学修が可能かどうか十分ご検討のうえ、入学出願の検討をしていただきます。

入学が許可された方は、入学後に学修計画を作成していただき、スクーリング受講や Web 科目試験の受験等における合理的配慮を申し出る場合は、通教学生ポータルサイトの「個人情報管理」内の「障害情報申請」より、実施日より 2 か月前、点字答案は試験実施日の 3 か月前までに申請する必要があります。

(2) 合理的配慮の回答

通信教育部事務室は、申請された「障害情報申請」の具体的な合理的配慮について、配慮が可能かどうか、「[障害学生に対する合理的配慮の事例集](#)」に基づき回答いたします。また、「障害学生に対する合理的配慮の事例」の内容以外の合理的配慮の希望など審議が必要な場合は、通信教育部で審議を行い、具体的な合理的配慮の回答を作成いたします。

なお、「障害学生に対する合理的配慮の事例」以外の内容を行えない場合がありますのでご承知おきください。

(3) 合理的配慮の合意の形成

通信教育部事務室は、具体的な合理的配慮の回答についての十分な説明の機会を設け、障害学生および障害のある入学志願者と合意を形成します。

2. 合理的配慮の実施の流れ

(1) 合理的配慮実施担当者等への依頼文書

通信教育部事務室は、合意された合理的配慮の具体的な内容を、スクーリング担当教員や Web 科目試験担当者に対して、各実施日の前日までに通知します。

(2) 合理的配慮の提供および相談

合意された具体的な合理的配慮は、通信教育部職員および教員が主たる責任を持って提供します。合理的配慮についての相談は、随時通信教育部事務室で受け付けます。

(3) 振り返り

通信教育部事務室は、合理的配慮を受けた学生からの意見をふまえ、合理的配慮の提供の状況を掌握するとともに、「[障害学生に対する合理的配慮の事例集](#)」の改善等に努めます。

附則

- 1 この要項は、令和 4 年（2022 年）1 月 1 日より施行する。